社会福祉法人 緑和会
指定児童デイサービスセンターみどり運営規程

（事業の目的）
第1条　社会福祉法人緑和会（以下、「事業者」という。）が設置する指定児童デイサービスセンターみどり（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規程する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、通所給付決定保護者及び障害児の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）
第2条　事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
2　指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
3　前二項のほか、法及び「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 27 号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。

（事業の運営）
第3条　指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、通所給付決定保護者の負担により、事業所の職員以外の者による指導、訓練等は行わないものとする。

（事業所の名称等）
第4条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1） 名　称　 指定児童デイサービスセンターみどり
（2） 所在地　沖縄県うるま市字栄野比 939 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）
第5条　 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
（1） 管理者1名（常勤職員）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの提供に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（2） 児童発達支援管理責任者1名（常勤職員）
児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。
（ア）適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び、障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討すること。
（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。
（ウ）個別支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文章によりその同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付すること。
（エ）個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該個別支援計画を変更すること。
（オ）利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業所等に対する照会等により、障害児の心身の状況、事その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握すること。
（カ）障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
（キ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（3）児童指導員または保育士２名以上（常勤職員）
個別支援計画に基づき障害児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

（営業日及び営業時間）
第6条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（1）営業日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
（2）営業時間
午前8時30分から午後５時 15 分までとする。
（3）サービス提供日
月曜日から金曜日までとする。その他、管理者が承認した日
ただし、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。
（4）サービス提供時間
平　日　　午後 1 時 00 分から午後 6 時 00 分
学校休業日　午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分

（利用定員）
第7条　事業所の利用定員は次のとおりとする。
10名

（放課後等デイサービスを提供する主たる対象）
第8条　指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象は、次のとおりとする。
障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律 167 号）第２条第２項に規定する発達障害児を含む。）

（指定放課後等デイサービスの内容）
第9条　事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。
（1）個別支援計画の作成
（2）基本事業
（ア）日常生活訓練
日常生活動作、歩行、軽スポーツ等
（イ）集団生活適応訓練
会話、パソコン操作等

（ウ）創作的活動
絵画、工作、園芸等
（エ）社会生活上の便宜の供与
レクレーション行事等
（オ）更生相談
医療、福祉、生活の相談等
（カ）介護方法の指導
家族等に対する介護技術指導等
（キ）健康指導
健康チェック、健康相談
（3）介護サービス
更衣、排泄等の身体介助
（4）送迎サービス
事業所の有する車両により、障害児の自宅と事業所との間、又は学校から事業所までの送迎を行う。
2　前項に規定するもののほか、給食サービス及び入浴サービスを行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）
第10条　指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
2　法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規程により算定された障害児通所給付費の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。
3　次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
（1）日用品費　実費
（2）創作活動に係る材料費　1回につき実費
（3）各種活動費の実費　1回につき実費
（4）おやつ代　1回150円
（5）朝から利用の際の昼食代（希望者のみ）1食につき300円
（6）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって通所決定保護者に負担させるものが適当とみられるものの実費
4　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

5　第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

（サービスの利用に当っての留意事項）

第11条　利用者及び保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1)宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、その他、他の利用者及び保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとする。

(2)事業者は、保護者と連携を密にし、健康状態の把握を行い、体調不良等でサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更または中止等の措置を講ずるものとする。

(3)施設内の設備や備品は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により生じた破損等については損害賠償請求をすることがある。

（利用者負担に係る管理）

第12条　事業者は、通所決定保護者の依頼を受けて、障害児が同一の月に指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けたときは、当該障害児が当該同一月に受けた指定放課後等デイサービス及び他の指定通所支に係る通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において指定放課後等デイサービス及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第13条　通常の事業の実施地域はうるま市及びその他本事業の目的達成できる地域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第14条　現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、その他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3　指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに当該

障害児に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4　指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第15条　事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第17条　提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者、その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2　提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規程により、沖縄県知事又はうるま市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その家族からの苦情に関して沖縄県知事又はうるま市長が行う調査に協力するとともに、沖縄県知事又はうるま市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規程により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

運営適正化委員会　所在地　沖縄県那覇市首里石嶺町 4―373―1
沖縄県総合福祉センター西棟 4 階

連絡先　098－882―5704
FAX　098－882－5714

（個人情報の保護）

第18条　事業所は、その業務上知り得た障害児又は家族の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2　職員は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3　職員及び管理者であった者（以下「職員であった者等」という。）が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又は家族の秘密を漏らすことがないよう、職員であった者がこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容として明記する。

4　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第19条　事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び窓口の設置
（2）成年後見制度の利用支援
（3）苦情解決体制の整備
（4）職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施
（5）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（ハラスメント規定）

第 20 条　利用者・家族等による職員または法人に対する以下のような ハラスメント行為は禁止します。また，ハラスメント行為が確認された場合は，サービスを直ちに中止することができます。

1　身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。

例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、塩をつかんで投げつける等。

接触がなくても殴りかかろうと すること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。

2 精神的暴力

ア 暴言型

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたり する行為。

例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、外見の揶揄（デブ、ハゲ、ブス等）、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、気に入っている職員以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文 句を言い続ける等。

イ 威嚇・脅迫型 職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。

例：「殺すぞ」「頭かち割ったろか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」「俺のバックには○○（反 社会的勢力と思しき名称の組織等）がおる」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等

3 セクシュアルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写 真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーの ジャージに手を入れる、好意的態度を要求する等。

4 法人の名誉を傷つけ、業務を妨害する行為

例：SNS 等の手段を用いて、特定の職員や法人の悪口を書き込む行為、法人が設定している施設運用のルールに応じず、法人に対して法律や契約の範囲を超えて無理なサービスの提供を求める、無理な主張すること及び過剰なクレームをするなどして法人への対応を迫る、その他手段の如何を問わず、法人のサービスの提供を含めた業務を妨げる行為。

（契約の終了）

第 21 条　保護者は、事業者に対して、30 日間の予告期間をおいて、文書で通知することにより、契約を解除することができます。

2．前項の規定に関わらず、第 10 条の第 2 項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、保護者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

3．次の事由に該当した場合、事業者は保護者に対して、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

① 利用児童のサービス利用料金の祖払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金をしはらう
よう催促したにもかかわらず、30 日間以内に支払われない場合

② 保護者または利用児童、事業者やサービス事業者または他の利用児童に対して、その生命・身体・財物・信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖
した場合

④ 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合

4．利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害児通所給付費支給期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

5．次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用児童が施設に入所した場合

② 利用児童が死亡した場合

6．緑和会カスタマーハラスメントに対する基本方針及び本規定第 20 条に該当し、法人から注意を行い、改善を促したにも関わらず従わない場合

（身体拘束等の禁止）

第 22 条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（衛生管理）
第23条　事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
（2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
（3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（その他運営に関する重要事項）
第24条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設け、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（1）採用時研修　採用後1ヶ月以内に行う。
（2）継続研修　年1回以上実施する。
2　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
3　事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。
この規程は、平成 18 年　4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年　4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年　9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年　4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和　2 年　9月 1 日から施行する。
この規程は、令和　 4年　4月 1 日から施行する。
この規程は、令和　 4年　6月 1 日から施行する。
この規程は、令和　6 年　4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和　7 年　1 月 1 日から施行する。